



信金中央金庫
SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所 ニュース&トピックス (2011.12.9)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL.03-5202-7671 FAX.03-3278-7048
URL <http://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

郵政改革法案とゆうちょ銀行について —同法案によりゆうちょ銀行の競争力が強化される可能性も—

品田 雄志

東日本大震災の復興財源の確保が進められるなかで、2011年10月7日に「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」が閣議決定された。同方針では、審議が見送られていた郵政改革法案を成立させ、政府が保有する日本郵政の株式を売却するという案が示された。この郵政改革法案では、日本郵政グループの再編に加えて、持ち株会社である日本郵政がゆうちょ銀行の株式を3分の1超持ち続けることを定めており、政府は、日本郵政を通じてゆうちょ銀行の経営に関与し続けることが織り込まれている。また、ゆうちょ銀行に関して、同行の代理店業務を行っている郵便局会社と郵便事業会社との再合併、預入限度額の引上げの簡易化、新規業務の参入手続きの簡素化などの変更が盛り込まれている。これにより、ゆうちょ銀行は、競争力が強化される可能性がある。そこで、本稿では、同法案の概要などについて整理する。

1. 郵政改革法案の経緯

郵政民営化の流れは、2009年8月を境に大きく変わった。2005年10月、「官から民へ」を合言葉に郵政民営化法案が成立し、2007年10月、持ち株会社である日本郵政のもとに、子会社である郵便局会社、郵便事業会社、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命の4社がぶらさがり現在の日本郵政グループの営業が開始された。そして、郵政民営化法により、日本郵政が2017年9月末までにゆうちょ銀行の全株式を売却し、ゆうちょ銀行は完全民営化されることとなった。

しかしながら、2009年8月の政権交代以降、ゆうちょ銀行の完全民営化が見直され、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の一部を持ち続けられるよう方向転換された。同時に、貯金残高の減少が進んでいるゆうちょ銀行に対し、民営化以前に新規業務などを幅広く認めるべきであるとの意見が強く主張されるようになった。

これらを踏まえ、2009年12月には、株式売却凍結法案が成立し、郵政民営化は一時的に棚上げとなった。その後、郵政民営化の内容を見直す郵政改革法案が2010年4月と10月に閣議決定されたが、いずれも成立しなかった。しかしながら、2011年3月に発生した東日本大震災を受け、復興財源を確保するため

の施策の一つとして日本郵政の株式売却¹が浮上し、郵政改革法案の成立に向けての動きが再び活発化している。

2. 日本郵政グループの組織形態等の見直し

この郵政改革法案が成立した場合、日本郵政グループの組織形態が変更され、持ち株会社である日本郵政により、子会社である郵便局会社・郵便事業会社を吸収合併される（図表1）。これは、民営化に伴う郵便局会社と郵便事業会社の分社化により、顧客利便性や効率性が低下したとの批判²などが背景にある。これにより、ゆうちょ銀行は、合併後に発足する新会社の傘下に入ることになる。

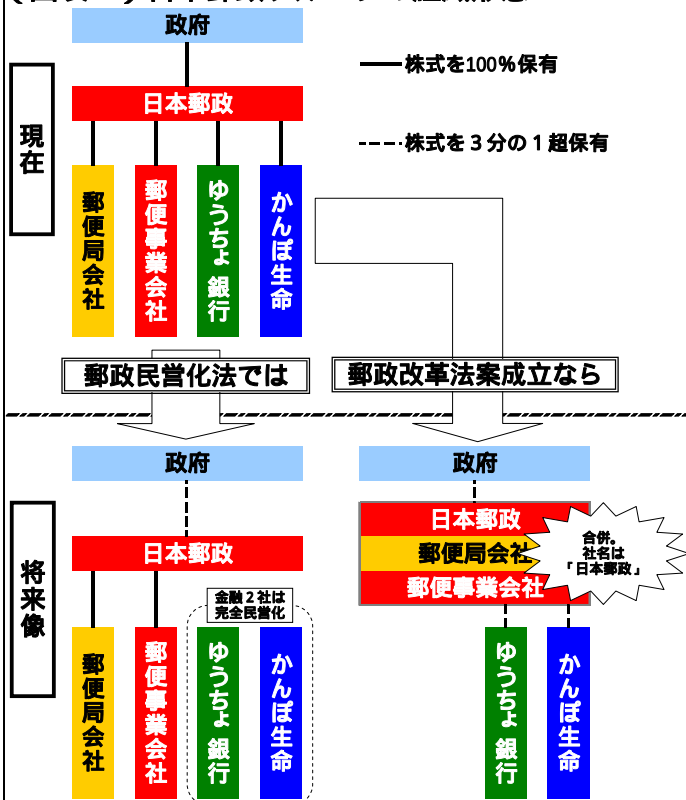
株の保有比率にも一部変更点がある。郵政民営化法で定めた、政府が持ち株会社である日本郵政の株を売却し、保有比率を3分の1超まで下げることについては、郵政改革法案においても見直しはない。しかし、日本郵政によるゆうちょ銀行の株式保有比率は、郵政民営化法のゼロ（全株売却）に対し、郵政改革法案では3分の1超に変更される。政府は、日本郵政を通じてゆうちょ銀行の経営への影

¹ 日本郵政の連結株主資本は総額で約9.5兆円（2011年3月末時点）にのぼる。仮に日本郵政の株式の3分の2を売却した場合、6兆円強の税外収入になるとの試算がある。

² 例えば、「郵便配達員の社員が貯金を預かることができなくなった。」「顔なじみの郵便局長が郵便物の集荷をすることができなくなった。」などが指摘されている。

影響力を保持し続け、過疎地域での金融サービス維持などの面で関与することが可能となる。

(図表1) 日本郵政グループの組織形態



(備考) 信金中金 地域・中小企業研究所作成

3. ゆうちょ銀行の競争力強化

郵政改革法案には、ゆうちょ銀行の競争力を強化する内容も盛り込まれている。とりわけ以下の3点は、地域金融機関の経営に影響を与える可能性がある。

(1) 郵便局会社と郵便事業会社との再合併

ゆうちょ銀行の代理店業務を行っている郵便局会社と郵便事業会社とが再合併することで、郵便事業会社の社員も集金などの貯金業務を取り扱うことが可能になる。

2007年10月の郵便局会社と郵便事業会社の分社化に伴い、貯金業務の取扱いが郵便局会社の社員のみとなり、郵便配達などを行う郵便事業会社の社員が貯金業務を取り扱えなくなったため、郵便局の効率性や顧客利便性が低下し、営業力も弱体化したとされた。2社が合併することで、営業力が再び強化される可能性がある。

(2) 預入限度額引上げ

貯金残高の減少が続いていることから、ゆうちょ銀行は、民営化当初から預入限度額の

引上げを要望していた³。郵政改革法案の成立によって、預入限度額引上げの手続きが簡素化され、郵政改革法案成立と同時に引き上げられる可能性がある⁴。

現在、従来の1,000万円から2,000万円にまで引き上げる案が出されている。預入限度額が引き上げられた場合、民間金融機関の預金に「暗黙の政府保証⁵」を有するゆうちょ銀行へと流出する可能性がある⁶。

(3) 新規業務への参入手続きの簡素化

ゆうちょ銀行は、債券運用に依存していた収益構造を改めるため、貸出など新規業務へ柔軟に参入できるよう求めている。郵政改革法案によって、ゆうちょ銀行が新規業務を開始する際の対応が認可制から届出制へと変更され、参入への手続きが簡素化される。

新規業務が届出制になった場合、ゆうちょ銀行は住宅ローンやカードローンなどの個人ローンを開始することが見込まれる(現在、スルガ銀行の個人ローンを仲介している)。ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に参入した場合、金利競争が一段と激化する可能性がある。

おわりに

12月9日の閉会により、郵政改革法案は2012年1月の通常国会に持ち越しとなった。現在は、法案の修正も含めて検討されており、その最終的な決着は、流動的な状況にある。しかし、同法案の行方は、地域金融機関の経営に大きな影響を与える可能性がある。今後もその動向を注視する必要がある。

以上

³ 貯金残高は1999年度末の260兆円をピークに11年連続で減少し、2010年度末時点で174兆円となっている。

⁴ 郵政民営化法では、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げる場合、郵政民営化委員会の意見を聞くことが必要とされている。郵政民営化委員会は、民営化が進展しないなかでの預入限度額の引上げに慎重な姿勢を示しているため、引き上げられる可能性は低い。新規業務の認可についても同様に、郵政民営化委員会の意見を聞く必要があり、実現の可能性は低い。

⁵ 暗黙の政府保証とは、政府系機関などについて、法的には政府保証が存在しないにもかかわらず、実質的に政府保証が存在すると投資家や預金者などが判断することをいう。暗黙の政府保証がある場合、資金調達などの面で有利になる。

⁶ 2010年6月に信金中金 地域・中小企業研究所が実施した中小企業景気動向調査では、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられた場合、信用金庫取引先中小企業の経営者の8.1%が「民間よりも安心と思えるので預入額を増やす」と回答している。この背景には、預貯金者がゆうちょ銀行に「暗黙の政府保証」がなされているとの考えを持っていることがあるとみられる。